

5.23 Nanbyo Day

5月23日は
難病の日

2024年度

「5月23日は難病の日」
ポスター募集

応募
締切

2024年3月10日(日)

応募概要
応募受付



<https://koubo.jp/contest/217937>



2023年度

2022年度



2021年度



2020年度



2019年度

最優秀賞作品

2024年度の難病の日啓発ポスターにして
厚生労働省や全国の難病相談支援センター等に**展示**
副賞: Amazonギフト券30,000円分

募集
内容

- ・日本国内に合法的に居住されている方であれば、どなたでも応募できます。
- ・もし自分や家族が難病になったなら、現在難病患者であったなら、どんな希望を持つのか、どんな社会であつたらよいかをイメージして描いてください。
- ・**「5月23日は難病の日」の言葉を必ず入れてください。**
- ・応募作品は日本国内での利用を前提としますので、外国語またはカタカナの使用にあたっては、子どもから高齢者まで理解できるようご注意ください。
- ・制作方法は問いません。手描き等の場合は、デジカメ等で撮影、またはスキャンしてデータ化してください。
- ・作品データは、**4096×2160ピクセル以内(縦横どちらでも可)のjpegファイル**とします。
- ・ファイル名の最後に必ず拡張子を付けてください。
- ・A4～A1サイズの範囲内での縮小拡大をしての使用を考慮してください。
- ・おひとり何点でも応募できます。
- ・応募作品は、未発表でオリジナルのものに限ります。

難病の日とは?

2014年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が成立したことを記念して、5月23日を「難病の日」に記念日登録いたしました。患者や家族の思いを多くの人に知ってもらう機会とするのが目的です。



2024年度「5月23日は難病の日」ポスター

5月23日は 難病の日 募集要項

1. 趣旨

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（JPA）は、難病のよりよい治療と研究が進むこと、難病を患っても暮らしやすい社会、無理なく働ける社会となるように活動している、難病・長期慢性疾患、小児慢性疾患等の患者団体、及び地域難病連の中央団体です。

日本では1960年代から「難病」という言葉が生まれました。1972年に難病対策要綱による難病対策の発足以降、法律もない状況で予算措置として、ごく一部の患者が、研究対象として医療費助成が受けられるのみでした。

JPAはじめ、多くの患者団体が国に要望を重ね、ようやく2014年5月23日患者・家族の悲願であった難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）と改正児童福祉法が成立したことを記念し、5月23日を「難病の日」として登録いたしました。

この法律の制定によって、国は難病の発症のしくみ、診断と治療方法に関する調査・研究を推進し、療養生活の環境整備なども継続的かつ安定的に可能となりました。

JPAは、5月23日を「難病の日」とし、お子さんから大人までの多くの方から「難病の日」のポスターを募集することにより、難病治療や療養生活への関心を高め、患者のためによりよい法律となるよう「難病の日」の一層の普及、啓発をするものです。

確率は低いものの、誰にでも発症する可能性のある難病について、思いを寄せていただけましたら幸いです。

2. 応募締切

2024年3月10日（日）まで

3. 応募方法

下記URL（右のQRコード）にて参加登録の上、作品を投稿してください。

<https://koubo.jp/contest/217937>



4. 審査と発表

(1) 「難病の日ポスター選考会」において審査を行い、入賞作品を選考します。

※選考は、作品のデザイン性・啓発資材の図案としての斬新性、実用性・メッセージのアイディア、妥当性を考慮して行います。

(2) 作品は、最優秀賞、優秀賞、佳作を選び、入賞者には、賞状と副賞を贈呈します。

最優秀賞（1点）：副賞30,000円分のAmazonギフトカード

優秀賞（2点）：副賞10,000円分のAmazonギフトカード

佳作（3点）：副賞5,000円分のAmazonギフトカード

(3) 審査の結果は、2024年3月下旬にJPAウェブサイトおよびJPAみんなのまち「ふらっと」ウェブサイトにて入賞者名を発表し、SNSおよび会報「JPAの仲間」などでも発表します。

※落選者への通知はいたしません。

(4) 最優秀賞作品を「2024年度5月23日は難病の日」啓発ポスターおよび配布チラシにして、厚生労働省内、全国の難病相談支援センター等に展示いたします。

5. その他

(1) 応募作品は返却いたしません。

(2) 応募作品の著作権及び使用権をはじめ一切の権利は一般社団法人日本難病・疾病団体協議会に帰属し、今後の難病問題の啓発用等に使用いたします。

(3) ポスター及び啓発資材を作成するにあたっては、作品図版の枠外に、標語、作成主体の名称（JPAまたは地域難病連、患者会名等）を入れることがあります。

(4) 応募に係る個人情報、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会が管理し、選考や表彰、啓発事業の実施等に必要な場合にのみ使用いたします。

(5) 応募の時点で、この募集要項に記載の各事項に同意したものと見なします。

■お問い合わせ

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨1-11-2 巢鴨陽光ハイツ604号
TEL: 03-6902-2083
FAX: 03-6902-2084
MAIL: jpa@nanbyo.jp
URL: <https://nanbyo.jp/>

主催： **JPA** 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会
後援： 厚生労働省（予定）、日本医師会、日本製薬工業協会